

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策 について

令和4年10月5日

財務省国際局

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化の必要性

依然として厳しいテロ情勢や大量破壊兵器の開発等が継続するなど、国際社会及び我が国の安全への脅威が高まる中、日本は国際社会と連携しつつ、金融制裁措置等を実施。（ISIL等によるテロ活動、北朝鮮による核開発・ミサイル発射、ロシアによるウクライナ侵略等）

技術の進展に伴い、暗号資産等が違法な活動に利用されるリスクが増大。国際社会全体で対策の強化が必要。（オリガルヒによる暗号資産での資産隠匿、北朝鮮による暗号資産の窃取、ビットコインによる身代金請求等）

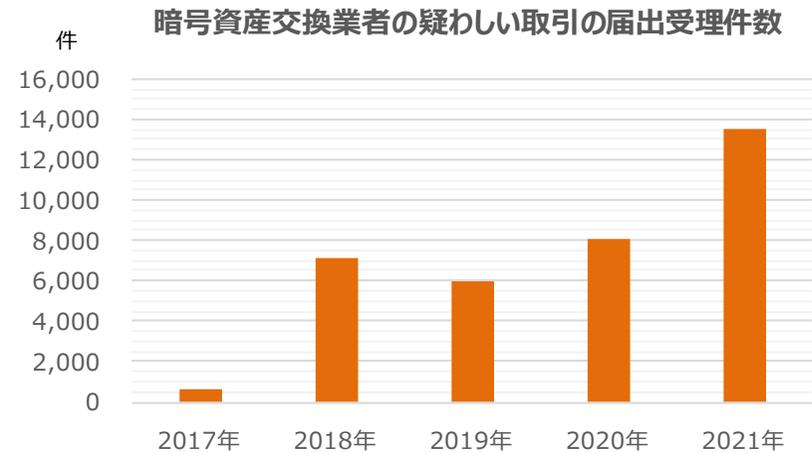
● テロ情勢

- 令和3年以降もテロ事件は続発
（フランスにおける刃物使用襲撃テロ事件、アフガニスタンにおける爆破テロ事件、ニュージーランドにおける刃物使用襲撃テロ事件、英国における刃物使用テロ事件、イスラエルにおける銃撃テロ事件、ノルウェーのナイトクラブにおける銃撃テロ事件等）
- ISIL等は我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指し

● 安保理決議が指定する資産凍結措置の対象者数（個人・団体の数）

	2011年末	2022年8月現在
テロ関係	471個人・団体	483個人・団体
北朝鮮・イラン関係	129個人・団体	239個人・団体
（ロシア・ベラルーシ関係）	—	（928個人・団体）

※ロシア・ベラルーシ関係は国連安保理決議に基づかない措置



出所：警察庁 令和3年犯罪収益移転防止に関する年次報告書から作成

FATFはテロ、核開発等への資金提供や暗号資産による金融制裁の迂回等を遮断するため、国際基準（FATF勧告）を高度化。日本は議長諮問委員会の一員として、FATFにおける議論・活動を主導。

FATF勧告に沿ってマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を強化し、我が国の安全保障や健全な経済活動の実現に貢献。英国、香港等に伍して国際金融センターとしての地位向上を目指す。

FATF第4次対日審査の結果を踏まえた対応等について

FATF第4次対日審査の結果

- FATFは、マネロン・テロ資金供与・拡散金融（大量破壊兵器の拡散につながる資金の供与）対策のための国際基準の策定・履行の審査を担う多国間の枠組み。
- FATF基準の遵守は、**200以上の国・地域がコミット。グローバルスタンダードであるFATF基準の各国による遵守状況を審査**することにより、世界全体でのマネロン等対策の実効性の確保を企図。

第4次対日審査報告書（昨年8月公表）

- マネロン等のリスクの評価・理解、国際協力等の分野で良い結果を示しており、日本のマネロン・テロ資金対策は成果を上げていると評価。
- 他方、**資産凍結措置の強化、暗号資産等への対応の強化、マネロン対策等の強化のための法改正等に取り組むべき**と勧告。
- 結果として日本は**三段階評価のうち「中」**の評価。**改善状況を3年間毎年報告**する必要。1年目の報告（9月13日公表）では、関係機関との連携について評価が引き上げられたところ、残る勧告も、2年の間に早急に取り組み、改善する必要。

審査結果を踏まえた対応

- 必要な法的手当てをすべく、内閣官房に「FATF勧告関係法整備検討室」を設置。FATF勧告対応法案の早急な国会提出に向けて作業中。
【（参考）骨太方針2022】
「金融機関等の検査・監督強化等、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進するとともに、国際基準に対応するための法案を早期に国会に提出する。」

FATF勧告対応法案における外国為替及び外国貿易法の改正の方向性①

概要

- ▶ FATF勧告対応法案において、外為法について以下の法的手当を講ずる方向で検討中。
 - 制裁措置を更に強化すべく、本年6月の資金決済法改正において新設されたステーブルコイン（電子決済手段）への資産凍結措置を強化する。（下記①②）
※暗号資産については、4月の外為法改正で措置済み。
 - 制裁の実効性をより一層確保すべく、金融機関や暗号資産交換業者等に対し、制裁措置の実施のための態勢整備義務を課す。（下記③）

現状

- ① 制裁対象者へのステーブルコインの移転は規制対象となっているが、制裁対象者から第三者へステーブルコインを移転する取引は規制対象外。
- ② 銀行等や暗号資産交換業者と異なり、ステーブルコイン取引業者には、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務はない。
- ③ 金融機関等に対し、資産凍結措置の違反を未然に防止するための態勢整備が義務づけられていない。



改正外為法案

- ① 制裁対象者から第三者へステーブルコインを移転する取引も規制対象に追加。
- ② 銀行等や暗号資産交換業者と同様に、ステーブルコイン取引業者に対しても、制裁対象者に係る移転でないことを事前に確認する義務を課す。
- ③ 金融機関等に対し、主務大臣が定める遵守基準に従って制裁措置を適切に実施する態勢整備義務を課す。

FATF勧告対応法案における外国為替及び外国貿易法の改正の方向性②

電子決済手段取引を資本取引とみなす取引とする

資本取引とみなす取引

- 電子決済手段に関する取引を資本取引とみなす旨規定し、当該取引に際して主務大臣の許可を受ける義務を課す（資本取引規制の対象とする）ことができるようにする。

電子決済手段等取引業者等に対して 確認義務・本人確認義務を課す

確認義務

- 電子決済手段等取引業者等による顧客の支払等が制裁対象者への支払等に該当しないことの確認義務を課す。

本人確認義務

- 電子決済手段等の移転等に係る顧客の本人確認義務を課す。

※ 上記の違反に対しては、是正措置命令など、既存の業者に対するものと同様の規定あり。

金融機関等に対し態勢整備義務を課す

外国為替取引等取扱業者遵守基準

- 主務大臣は、外国為替取引等取扱業者が支払等、為替取引又は資本取引等（外国為替取引等）を行うにあたって遵守すべき基準を定める。
- 外国為替取引等取扱業者は遵守基準に従い外国為替取引等を行うものとする。

指導・助言

- 主務大臣は、外国為替取引等が適正に行われることを確保するため、外国為替取引等取扱業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

勧告・命令

- 主務大臣は、外国為替取引等取扱業者が遵守基準に違反している場合には、同基準を遵守すべき旨の勧告・命令をすることができる。

罰則

- 上記命令に違反した場合には6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

公布の日から9月以内の政令で定める日に施行

公布の日から1年6月以内の政令で定める日に施行